

在宅で生活している寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を交付します。



- 〔支給内容〕 訪問理美容サービス利用券(散髪のみ)1枚(9月30日まで利用可)
- 〔自己負担額〕 原則利用料の1割(450円)
- 〔受付期間〕 3月3日(月)～3月17日(月)
- 〔サービスを受けられる人〕

《共通要件》 3月1日現在で次のすべてに該当する人

- (注)施設に入所している人、病院に入院している人などは除く。
- 平成25年9月～平成26年2月の間で3か月以上在宅で生活している
- 世帯の平成24年分の所得税が非課税
- 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している

《要介護認定を受けている人の要件》

- 次のいずれかに該当する人
- 65歳以上で要介護4、5の認定を受けている
- 65歳未満で要介護4、5の認定を受けており、同居人のすべてが65歳以上またはしょうがいのある場合

《しょうがいのある人の要件》

- 次の両方に該当する人
- 次のいずれかの手帳を持っている
- ①身体障害者手帳(肢体不自由・視覚・内部)1、2級
- ②療育手帳A1、A2
- ③精神障害者保健福祉手帳1、2級
- 同居人のすべてが65歳以上またはしょうがいのある場合

申請窓口

高齢福祉介護課(東別館1階)
北部振興局・各支所福祉生活課

持ち物

申請書
※申請書は前回対象の人にお送りしているほか、窓口にあります。

申請窓口

しょうがい福祉課(東別館1階)
北部振興局・各支所福祉生活課

持ち物

申請書・お持ちの手帳
※申請書は前回対象の人にお送りしているほか、窓口にあります。

要介護認定を受けている寝たきりの高齢者やしょうがいのある人などに衛生的にすごしていただけるように、紙おむつ等支給券を交付します。



- 〔支給内容〕 2万7千円分の支給券(9月30日まで利用可)
- 〔集中受付期間〕 3月3日(月)～3月17日(月)
- 〔サービスを受けられる人〕

申請時に次のすべてに該当する人

- (注)施設に入所している人や入院している人、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く。
- 次のア～ウのいずれかに該当する人
- ア 要介護3、4、5の認定を受けている
- イ 身体障害者手帳(肢体不自由)1、2級の交付を受けている
- ウ 療育手帳A1、A2の交付を受けている
- 申請日前6か月のうち3か月以上在宅生活をしてきた
- 常時おむつが必要で、現在も使用している
- 世帯の平成24年分の所得税が非課税
- 市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している

申請窓口

要介護認定を受けている人：高齢福祉介護課(東別館1階)
しょうがいのある人：しょうがい福祉課(東別館1階)
北部振興局・各支所福祉生活課

持ち物

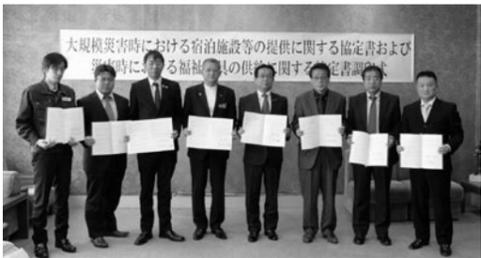
申請書・しょうがいのある人はお持ちの手帳
※申請書は前回対象の人にお送りしているほか、窓口にあります。
※今後、新たに対象となった場合は随時申請を受け付けます。

行政 information
災害時の要援護者支援に関する協定を締結しました

市では、災害時における要援護者の避難支援計画をもとに、避難場所に関する整備に取り組んでいます。

昨年3月に、介護を要する人のための「福祉避難所」として協力をいただける事業所との協定を行い、今回は関連する次の事項について締結しました。

- ① 宿泊施設の提供
長浜旅館組合(18事業者)および奥ひわ湖宿の会(9事業者)と締結し、妊産婦や乳幼児、高齢者、しょうがい者など、集団生活が困難な人を、一時的に受け入れていただきます。
- ② 福祉用具の供給
湖北地域介護サービス事業者協議会を中心とする法人(12事業者)と締結し、指定避難所や福祉避難所において、救援物資では対応できない要援護者の個々に合わせた用具を供給していただきます。



「災害時に支援が必要な人の避難および避難生活・福祉避難所を考えるフォーラム」を開催します

主催 長浜市、長浜市社会福祉協議会、滋賀県、滋賀県社会福祉協議会

要援護者の避難支援に関する第一人者、同志社大学の立木茂雄教授と、先の大震災において、福祉避難所の立上げなど、先進的な取り組みをされた石巻市役所の高橋由美技術課長補佐をお招きし、最前線の研究成果と被災地での活動や貴重な体験をお話しいただきます。
申込は電話で右記担当課まで。
【と き】3月19日(水)13時30分～16時30分
【会場】びわ文化学習センター(リユートプラザ)難波町
【定員】300人(先着順)

募集 男女共同参画を進めるパートナーシップ委員

市では、誰もがいきいきと輝くことができる「男女共同参画社会」の実現をめざし、ともにその取り組みについて考えていただく「長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会委員」を募集します。

【募集人数】 3人(選考委員会で決定)

【任期】 6月1日～平成28年5月31日

【応募資格】 次の条件を全て満たす人

- ①男女共同参画社会の実現に向けて建設的な意見をお持ちの人
- ②年2回程度の委員会(平日)に参加できる人
- ③平成26年4月1日現在、満18歳以上の人(高校生は除く)
- ④市内に在住・通勤・通学している人
- ⑤公職および常勤の公務員以外の人
- ⑥市の附属機関の委員を3つ以上していない人

【応募方法】 ①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号⑥男女共同参画社会に関する意見・提案(400字程度)を、郵送またはメールで下記までご応募ください。

【応募締切】 4月25日(金)必着



男性も女性もともに輝くために
ともに考える委員会です

問合せ・応募先

〒526-8501 高田町12番34号 人権施策推進課(本館2階)
☎65-6560 ☎64-0396 ✉jinken@city.nagahama.lg.jp